

熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則
の一部を改正する規則

熊本県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成19年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第15条第5項第1号を次のように改める。

(1) 沖縄振興開発金融公庫

附 則

この規則は、公布の日から施行する。